

(仮称) 佐世保市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の骨子

1 条例の目的

この条例は、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定め、もって障害者支援施設の利用者が、必要な訓練、介護その他の援助を通じ、その有する能力及び適性に応じた自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的として制定します。

2 対象となる施設

- ・障害者支援施設

3 基準

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めます。(主な基準を記載しています)

区分	主な項目	主な内容
障害者支援施設	規模	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援B型を行う場合は20人以上の人員を利用させることができる規模 施設入所支援を行う場合は30人以上の人員を利用させることができる規模
	設備の基準	訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設ける 居室の定員は4人以下 居室の一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上 便所は居室のある階ごとに設ける 廊下幅は1.5メートル以上とする
	職員の配置の基準	施設長を1人置く ○生活介護を行う場合 ・医師、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員、サービス管理責任者 ○自立訓練（機能訓練）を行う場合 ・看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員、サービス管理責任者 ○自立訓練（生活訓練）を行う場合 ・生活支援員、サービス管理責任者 ○就労移行支援を行う場合 ・職業指導員及び生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者 ○就労継続支援B型を行う場合 ・職業指導員及び生活支援員、サービス管理責任者 ○施設入所支援を行う場合 ・生活支援員、サービス管理責任者

4 施行期日

平成28年4月1日予定

指定基準等における「従うべき基準」・「標準」・「参酌すべき基準」対応表

指定基準等	サービス事業名等	項目	従うべき基準	標準	参酌すべき基準	
			現行の法令の内容(基準)に従い定めるもの	現行の法令の内容(基準)を標準とし、合理的理由の範囲内で変更が可能なもの	現行の法令の内容(基準)を参考とした上で、市独自に定めることが可能なもの	
<p>6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)</p> <p>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第84条第2項)</p>	<p>障害者支援施設 (施設入所支援及び施設障害福祉サービス)</p>	配置する従業者及びその員数	<p>第5条(施設長の資格要件)</p> <p>第11条第1項第2号口及び第6号口以外(職員の配置の基準)</p> <p>第12条(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)</p> <p>第13条第3項(従たる事務所を設置する場合における特例)</p> <p>第22条第6項(介護)</p> <p>第23条第3項(訓練)</p>	<p>第9条(規模)</p> <p>第11条第1項第2号口第6号口(職員の配置の基準)</p> <p>第13条第2項(従たる事務所を設置する場合における特例)</p>	<p>第4条(構造設備)</p> <p>第6条(運営規程)</p> <p>第7条(非常災害対策)</p> <p>第8条(記録の整備)</p> <p>第10条第2項第2号ハ以外、第3項、第4項(設備)</p> <p>第13条第1項(従たる事業所を設置する場合における特例)</p> <p>第14条(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第15条(心身の状況等の把握)</p> <p>第16条(障害福祉サービス事業者等との連携管理)</p> <p>第17条(障害者支援施設が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)</p> <p>第18条(施設障害福祉サービスの取扱方針)</p> <p>第19条(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第20条(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第21条(相談等)</p> <p>第22条第1項～第5項(介護)</p>	<p>第23条第1項、第2項(訓練)</p> <p>第24条(生産活動)</p> <p>第26条(実習の実施)</p> <p>第27条(求職活動の支援等の実施)</p> <p>第28条(職場への定着のための支援の実施)の基準)</p> <p>第29条(就職状況の報告)</p> <p>第30条(食事)</p> <p>第31条(社会生活上の便宜の供与等)</p> <p>第32条(健康管理)</p> <p>第33条(緊急時等の対応)</p> <p>第35条(給付金として支払を受けた金銭の等)</p> <p>第36条(施設長の責務)</p> <p>第37条(勤務体制の確保等)</p> <p>第38条(定員の遵守)</p> <p>第39条(衛生管理等)</p> <p>第40条(協力医療機関等)</p> <p>第43条(苦情への対応)</p> <p>第44条(地域との連携等)</p> <p>第46条(暴力団員等の排除)</p>
		居室の床面積	<p>第10条第1項(居室に係る部分に限る。)、第2項第2号ハ(設備の基準)</p>			
		障がい者の適切な処遇、障がい者の安全の確保、秘密の保持等	<p>第22条第7項(介護)</p> <p>第23条第4項(訓練)</p> <p>第25条(工賃の支払)</p> <p>第34条(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)</p> <p>第41条(身体拘束の禁止)</p> <p>第42条(秘密保持等)</p> <p>第45条(事故発生時の対応)</p>			